第70回"社会を明るくする運動"作文コンテスト

鳥取県実施要領

1 趣旨

"社会を明るくする運動"は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第70回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回"社会を明るくする運動"(平成5年)から始まり、今回で27回目となります。

2 主 催

第70回"社会を明るくする運動"鳥取県推進委員会

3 後 援

鳥取県教育委員会,鳥取県保護司会連合会,更生保護法人鳥取県更生保護観察協会, 鳥取県更生保護女性連盟,鳥取県BBS連盟

4 応募規定

(1) 応募資格

鳥取県内の小学校及び中学校に在学する児童・生徒

(2) テーマ (内容)

"社会を明るくする運動"の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、**犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて**考えたこと、感じたことなどを題材としたものとします。

(3) 原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3~5枚程度

(4) 応募方法等

- ・ 下記の「審査基準」を参考にして、各学校で審査の上、**優秀作品3作品(甲乙)** つけがたい場合はプラス1作品)を応募してください。
- · 出品する作品には、**別紙「応募票」を必ず添付**してください。

(5) 審查基準

本作文コンテストの趣旨にふさわしい内容であること

- 経験または事実を踏まえた内容であること
- ・ 正しい原稿用紙の使い方ができていること
- ・ 指定された字数に収まっていること
- 自作・未発表の作品であること
- ・ 原則として原本かつ手書きのものであること

(参考) "社会を明るくする運動"中央推進委員会における審査基準

審査項目	視点
趣旨	・「犯罪や非行のない明るい社会作り」「犯罪・非行をした人
	の立ち直り」という"社会を明るくする運動"の趣旨を踏
	まえているか。
	・日常の家庭生活,学校生活の中で体験したことなどを基に、
	犯罪や非行、地域社会との交流などに関して考えたことや
	感じたことが書けているか。
内 容	・自分の考え方、意見、感じたことが取り上げられているか。
	・自分の体験や経験に基づいているか。
	・創造性、独創性があるか。
	読み手の心に響くものがあるか。
	・読み手を引きつけるような文章であるか。
	・読み手が読みやすい文章であるか(文章の構成がしっかり
表現	しているか)。
形 式	・具体例が挙げられているか。
	・効果的で工夫された書き方をしているか。
	・用字、符号の用い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

(6) 応募締切

令和2<u>年9月11日(金)</u>

(7) 応募先及び本コンテストに関する照会先

〒680-0842 鳥取市吉方109 鳥取保護観察所企画調整課内 第70回"社会を明るくする運動"鳥取県推進委員会事務局 Tel 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498

5 表 彰

出品された作品については、主催者において審査を行い、次のとおり小学生、中学生 の部ごとに表彰します(各賞に応じて記念品として図書カードを贈呈)。

なお、応募者全員に参加賞を準備しています。

(1) 最優秀賞

"社会を明るくする運動"鳥取県推進委員会委員長賞 小・中学生各1名

(2) 優秀賞

• 鳥取保護観察所長賞

• 鳥取県保護司会連合会会長賞

· 鳥取県更生保護観察協会理事長賞

· 鳥取県更生保護女性連盟会長賞

· 鳥取県BBS連盟会長賞

小·中学生各1名

小,中学生各1名

小·中学生各1名

小・中学生各1名

小,中学生各1点

(3) 中央推進委員会への推薦等

小・中学生の各部の最優秀賞受賞作品と優秀賞受賞作品(うち2作品)の計3作品ずつを"社会を明るくする運動"中央推進委員会主催の作文コンテストの応募作品として推薦します。

(4) 各賞の発表及び表彰状の伝達

- ・ 鳥取県推進委員会の各賞は、令和2年10月上旬頃に発表し、県・地区推進委員会又は所属学校長を通じる等して伝達します。
- ・ 各賞については、鳥取県保護司会連合会が発行する機関紙「更生保護とっとり」の紙面などにおいて発表します。
- ・ 中央推進委員会の各賞は、令和2年12月中に発表され、最優秀賞は、中央推 進委員会(東京・法務省)において、優秀賞については鳥取県推進委員会におい て伝達します。

6 その他

- (1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2) 受賞作品については、氏名及び学校名とともに、報道機関、機関紙、インターネット等で公表する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (3) 応募作品は原則として返却しません。

第70回"社会を明るくする運動"作文コンテスト

応 募 票

第70回"社会を明るくする運動"鳥取県推進委員会

学 校 名				可村立 可村立		小学校 中学校
	電話番号		()	_	
	担当	教諭				
校内応募総数					点	
出品優秀作品	1	題				
		学	年			
		(ふりが 氏	な) 名			
	2	題				
		学	年			
		(ふりが 氏	な) 名			
	3	題				
		学	年			
		(ふりが 氏	な) 名			
	4	題				
		学	年			
		(ふりが 氏	な) 名			

◎応募作品には必ず本票を添えてください。